

岩手県告示第278号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、北上市から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

令和7年4月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1 種類 都市計画施設（道路）
- 2 名称 3・4・9号珊瑚橋本宿線、3・5・23号九年橋大通り線